



第五回口頭弁論（政務調査費返還訴訟）傍聴

1月15日、第五回の審理の経過報告を致します。

- (Ⅰ) 15年度～19年度の領収書の提出に町側弁護士は「対応する」と回答しました。
 - (Ⅱ) 私達が提出したファイル（個別の政務調査費の支出を①領収書無し②過大請求③私的利用に大別したファイル）に対する町側の反論を3月15日までに提出する。
 - (Ⅲ) 次回裁判は3月26日（金）午後3時30分から
- (Ⅰ) と (Ⅱ) を受けて、私達は「領収書の精査」と「返還請求の項目の絞込み、返還請求額の確定」の作業が可能になりました。